



平成18年10月から 国民健康保険制度が一部変わります

高額療養費の自己負担限度額が変わります

同じ人が同じ月内に、同じ病院に支払った医療費の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。今回の改正で1か月の自己負担限度額が一部変わります。

70歳未満の方

平成18年9月30日まで			平成18年10月1日から		
市民税課税世帯	上位所得者	139,800円＋ 医療費が466,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%を加算 (77,700円)	市民税課税世帯	上位所得者	150,000円＋ 医療費が500,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%を加算 (83,400円)
	一般	72,300円＋ 医療費が241,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%を加算 (40,200円)		一般	80,100円＋ 医療費が287,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%を加算 (44,400円)
市民税非課税世帯		35,400円 (24,600円)	市民税非課税世帯		35,400円 (24,600円)

(注1) 上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額等が600万円(平成18年9月30日までは670万円)を超える世帯の方です。
(注2) 金額は1か月当たりの限度額。()内の金額は、多数該当(過去12か月の間に3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の支給に該当)の場合。

70歳以上の方の主な改正の内容は広報もんべつ8月号を参照ください。

出産育児一時金が引き上げられます

被保険者が出産した時に受けられる出産育児一時金が、30万円から35万円に引き上げられます。

平成18年9月30日まで	平成18年10月1日から
30万円	35万円

人工透析の自己負担限度額が引き上げられます

高額の治療を長期間継続して行う必要がある疾病の場合、1か月の自己負担限度額は1万円までとされていましたが、慢性腎不全で人工透析を必要とする70歳未満の上位所得者(上記注1)については、自己負担限度額が現行の1万円から2万円に引き上げられます。

平成18年9月30日まで	平成18年10月1日から
1万円	2万円(上位所得者のみ)

療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担が変わります

療養病床に入院する70歳以上の方(65歳以上で老人医療を受けている方を含む)は、これまで食材料費相当のみを負担していましたが、介護保険との負担の均衡を図るため、所得に応じて食費と居住費を負担することになります。

平成18年9月30日まで			平成18年10月1日から		
所得区分		1か月の負担の目安 (食材料費相当のみを負担)	所得区分		1か月の負担の目安 (食費(食材料費＋調理代)・居住費)
市民税課税世帯		24,000円	市民税課税世帯		52,000円 (食42,000円・居10,000円)
非市民税課税世帯	低所得Ⅱ	20,000円〔15,000円〕	非市民税課税世帯	低所得Ⅱ	30,000円 (食20,000円・居10,000円)
	低所得Ⅰ②	10,000円		低所得Ⅰ②	22,000円 (食12,000円・居10,000円)
	低所得Ⅰ①	—		低所得Ⅰ①	10,000円 (食10,000円・居0円)

(注1) ()内の金額は、入院90日目以降の負担額。

(注2) 低所得Ⅰ①は高齢福祉年金受給者、低所得Ⅰ②は年金収入が80万円以下の方とし、低所得Ⅱは低所得Ⅰ以外の市民税非課税世帯の方。

(注3) 人工呼吸器、中心静脈栄養等が必要とする患者や脊髄損傷(四肢麻痺が見られる状態)、難病等の患者については、現行どおり食材料費相当のみの負担となります。

問い合わせ先 市民課国民健康保険係 ☎24-2111 内線232・233番

